## 主 被告人を懲役4年に処する。 未決勾留日数中220日をその刑に算入する。 理 由

(罪となるべき事実)

被告人は

(証拠の標目) —括弧内の数字は証拠等関係カード記載の検察官請求証拠番号— 省略

(弁護人の主張に対する判断)

1 判示第1の恐喝の事実について、弁護人は、被告人が無罪であると主張し、被告人も、捜査の当初段階では、「起訴状記載の日時ころ、Kという中国人が運転する自動車に被害者と同乗して移動中に、同乗していたLという中国人と被害者との間で争いが起こったが、その理由は眠っていたので分からない。仮に被害者が4万円を恐喝されたのであれば、LとKとがしたことであって、自分は一切関係がない」旨弁解していたほか、捜査の後半段階以降は、被害者から4万円を受け取ったこと自体は認めつつ、「4万円はそのままLに渡した、それがどのような趣旨の金かは分からなかった」旨弁解しているので、当裁判所が被告人を有罪と判断した理由について、補足説明する。

2 公訴事実に沿う被害者の証言の要旨は、次のとおりである。

両内で、被告人から「なんぼできるねん」「20万円用意せえ、20万円で許したる」などと言われたため、午後9時ころ、被害者方前に停車中の上記車両の助手席に座っている被告人に対し、内妻から受け取った4万円を手渡した。被告人からは、被害者の給料日である「10日、20万円を持ってこい」と言われていたが、中学の先輩や会社の同僚であるMらに相談した上、平成16年11月8日、上記Mに付き添ってもらって警察に出頭して、被害届を提出した。

4 これに対し、弁護人は、〈ア〉被告人が被害者方に到着するや、唐突に金員の要求をしたというのは不自然である、〈イ〉わざわざ被告人の自動車に同乗してその役の行動を共にしている被害者の行動も不自然極まる、〈ウ〉留守番電話に録音されていたという被告人の音声を廃棄したり、捜査段階から被害届の取下げなどの意向があることを口にしていた被害者の言動は、被害届が真実に反するものであることを示唆している、〈エ〉もともと被害者は、被告人との長年にわたる交友関係を有している上、暴力団員との交際も有しているのであるから、被告人に恐怖感を抱くとはおられない、〈オ〉遮蔽措置を施して実施された証人尋問にあっては、反対尋問に動揺しなかったからといって、何ら信用性が裏付けられたとはいえない、などと主張する。

しかしながら、上記〈ア〉〈イ〉については、夜間自宅に押し掛けた顔見知りの被告人から、よく分からないことを大声で言われたとすれば、被害者がとりあえず被告人の自動車に乗り込まざるを得ないと考えたとしても、不自然とはいえない。と記〈ウ〉のうち、留守番電話がその後更新されていることをも併せ考えれている上、被害者の携帯電話がその後更新されていることを自用性を動知にである。上記〈エ〉のの録音が証拠化されていからというがは、である。上記〈エ〉による働き掛けがあったというのであるから、これまた同様である。上記〈エ〉のには、変を冒していたというのであるから、これまた同様したとは考え難いるとしては、変を冒している。とは一次の事情があるとしてもがあったとは、の主に関していては、変を書者が被告人に有利となり得るというである。したがって、これらの点に関する弁護人の主張は用できない。

用できない。 5 他方,被告人の前記弁解は、⑥知人に買い与える自動車の手配を被害者に頼んだと述べている点については、被害者が中古自動車等の取扱いを業とするものではないことに照らし、疑問を差し挟む余地があること、⑦午後8時ころに突然被害者方を訪れ、食事をおごるからと言って被害者を連れ出したというのに、行き先にいては同行した中国人に任せていた上、眠り込んでいたから、その後の展開はよく分からないと述べている点も、不自然であること、⑧被告人に同行していた中国人と被害者との間で争いが起こっていることを知っていたというのに、何度か止めたと被害者との間で争いが起こっていることを知っていたというのに、何度か止めたりはしたとはいえ、その理由を特段確認しなかったばかりか、被害者から4万円を受け取った際にも、その趣旨を確認せずにLに渡したなどと述べている点も、不 自然であること、⑨もともと互いに面識がなかった被害者と氏名不詳者との間で短時間のうちに争いが起こったことや、被害者が4万円を当の氏名不詳者ではなく告人に手渡したことについても、納得できるような原因や説明は見当たらないこと、⑩氏名不詳者の人物像については、捜査のごく初期の段階以降、見逃せない多分に不自然であること、⑪本件当日は約50万円の現金を持つなどしている点なども、多分に不自然であること、⑪本件当日は約50万円の現金を持つなどしたから、被害者から恐喝すべき必要は全くなかったという弁解についても、当時入院中でかた病院の治療費等が未払いのままであることなどにかんがみ、疑問を差し挟むがあることなどに照らすと、たやすくその信用性を肯定することはできない。6 以上の諸事情を総合考慮すれば、被害者の証言が十分に信用できる一方で、これに反する被告人の弁解は到底信用できないといわざるを得ない。そして、信用から、弁護人の主張は採用できない。

(累犯前科)

被告人は、平成12年7月10日〇地方裁判所で覚せい剤取締法違反、器物損壊、暴力行為等処罰に関する法律違反、恐喝未遂罪により懲役4年に処せられ、平成16年6月11日その刑の執行を受け終わったものであって、この事実は検察事務官作成の前科調書によって認める。

(量刑の理由)

量定した。

本件は、氏名不詳の共犯者2名と共謀して被害者に20万円の交付を要求し、4万円を喝取したという恐喝1件及び覚せい剤の自己使用1件からなる事案である。いずれの犯行についても、動機ないし経緯に酌量の余地がないこと、恐喝については、表の手口ないし態様が粗暴かつ巧妙である上、被告人及び2人の氏名不詳と連れ回されるなどした被害者の恐怖にも、たやすく軽視できないものがあったと連れ回されるなどした被害者の恐怖にも、たやすく軽視できないものがあったきえられること、覚せい剤の自己使用については、前判示の累犯前科を含む本件犯行及んでいることなどからして、覚せい剤との親和性や依存性が認められることが、技術といることなどからして、前科のほか、粗暴犯ないし恐喝等の前科4犯を有におり、規範意識の希薄さがうかがえる上、当公においても、恐喝については、事業を認めて反省の態度を示していることなど、後世い剤の自己使用については、事実を認めて反省の態度を示していることなど、

被告人のため酌むべき事情も認められるので、これらの諸事情を総合考慮して刑を

よって、主文のとおり判決する。 平成17年10月31日 神戸地方裁判所第1刑事部 裁 判 官

的 場 純 男